

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月27日

契約担当官

留萌開発建設部長 財津 知亨

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 鉄くず売払い
- (2) 売払物品及び数量 別紙公示用設計書のとおり
- (3) 契約代金納入期限 納入告知書により指定する日まで
- (4) 引渡場所 留萌市・幌延町・羽幌町・天塩町
- (5) 引渡期限 所有権移転後 3日以内
- (6) 搬出期限 引渡後 14日以内
- (7) 入札方法

総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の買受け」において、A、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届なお、競争参加資格を申請中の者は、資格審査申請書の写しを添付することとし、後日、資格審査結果通知書の写しを提出すること。ただし、開札の時までに資格審査結果通知書の写しが提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の書類を提出した者を除く。）でないこと。

- (4) 申請書等の受領期限から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 申請書等の提出期限は、令和8年6月11日（木） 16時00分までとする。
- (7) 下見の期間及び問合せ先

入札説明書の閲覧後、各売払物品の管理者毎に下見の希望日時を受付し調整を行うので、必ず下記、下見希望受付期間内に問合せ先に連絡し、指示を受けること。

下見希望受付期間 入札説明書閲覧後 から 令和8年6月9日（火）まで
下見期間 令和8年5月29日（金）から 令和8年6月11日（木）まで

問合せ先	留萌開発建設部	0164-42-2314	経理課	経理専門官（物品）
	留萌開発事務所	0164-42-3126	総務課	総務課長・専門官（総務）
	幌延河川事務所	01632-5-1231	総務課	総務課長・課員（総務）
	羽幌道路事務所	0164-62-2195	総務課	総務課長・専門官（総務）
	留萌港湾事務所	0164-42-1205	総務課	総務課長・専門官（総務）

※注意 仕様書の数量は概数であり、カタログ等の単位重量及び計算に寄り算出した数値を含んでいること、錆等により減量となっている可能性があること、並びに土砂等の付着物込みの数量となっている可能性があることから、当該数量の受渡しを保証するものではないので、下見により現物を確認し判断すること。また、品質規格等についても同様とする。なお、下見をしない者については、入札後の売払い物件に関する全ての事項を了承したものとみなす。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先
〒077-8501 留萌市寿町1丁目68番地
北海道開発局 留萌開発建設部 契約課需品スタッフ
電話 0164-42-5831 （内線246）
- (2) 入札説明書等の閲覧又は貸出期間、場所及び方法
ア 期間 令和8年5月27日（水）から 令和8年6月11日（木）まで
イ 場所 北海道開発局 留萌開発建設部 契約課需品スタッフ
ウ 方法 閲覧又は貸出

ただし、上記場所での閲覧又は貸出を受けることが困難な場合は、郵送等（郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）をいう。以下同じ。）による交付を行うので、上記3（1）の問合せ先に申し出ること。この場合、送料等は郵送等を希望する者の負担とする。

(7) 申込期間 令和8年5月27日（水）から令和8年6月11日（木）まで

(4) 申 込 先 〒077-8501 北海道留萌市寿町1丁目68番地
北海道開発局 留萌開発建設部 契約課需品スタッフ
電話 0164-42-5831 （内線246）

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ア 入札書の提出方法 持参又は郵送等により提出すること。
この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつ、その封皮に氏名（法人にあつては商号又は名称等）、当該入札件名及び開札月日を朱書きしなければならない。
- イ 入札書の受領期限 ①持参の場合 令和8年6月17日（水）14時00分
②郵送等の場合 令和8年6月17日（水）13時00分
- ウ 開札の日時 令和8年6月17日（水）14時00分
※入札参加者は、13時30分までに契約課需品スタッフで受付を済ませること。
- エ 開札の場所 北海道開発局 留萌開発建設部 入札室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

また、場合によっては虚偽の記載をした者に対して、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について（平成13年12月18日付け北開局会第611号）」に基づく指名停止等を行うことがある。

イ 入札説明書等の閲覧又は貸付を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者又は2者以上のために閲覧若しくは貸出を受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得（平成24年3月28日北開局会第728号及び北開局工第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取り止めること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 別紙入札説明書及び入札心得を必ず熟読すること。